【居宅介護・重度訪問介護】
重要事項説明書

2024.7.1～神戸市版

重要事項説明書

（令和６年　７月　１日現在）

１　事業者の概要

名称	合同会社　福むすび
法人の種別	合同会社
法人の所在地	兵庫県神戸市北区上津台３−５−２０ トータルビューティクリスタル２階
法人の電話番号	０７８―２２３―７９４２
代表者氏名	岡田　麻衣子
法人の沿革・特色	高齢者、障害者に対する介護サービス等の提供

２　本事業所の概要

事業所の名称	福むすび
事業所の所在地	兵庫県神戸市北区上津台３−５−２０ トータルビューティクリスタル２階
事業所番号	居宅介護：　2815001926　（令和６年７月１日指定） 重度訪問介護：2815001926　（令和６年７月１日指定）
営業日、営業時間	月曜～金曜日　９時～１８時（祝日、１２／３０～１／３除く）
ｻｰﾋﾞｽ提供日、時間	３６５日、２４時間
ｻｰﾋﾞｽ提供地域	神戸市北区、三田市、加東市、三木市（一部地域除く）
事業の目的及び運営方針	障害の有無に関わらず、誰もが共に地域で自立した生活を営めるよう、障害者の自律と自己決定を最大限尊重し、サービスを提供する。
第三者評価の実施状況	実施せず
職員への研修の実施状況	月１回全職員を対象とした社内研修会を行う。 また、その他外部研修への参加等も積極的に働きかける。

３　事業所の職員体制

職種	人数
管理者	１名
サービス提供責任者	１名以上
介護従業者	２名以上

４　主たる対象者

身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児、難病

５　提供する居宅介護等サービス

（１）居宅介護等サービスの内容

①　身体介護

食事介助	食事の介助を行います。
更衣介助	衣服の着脱の介助を行います。

入浴介助・清拭	入浴の介助や清拭（体を拭く等）、洗髪などを行います。
排せつ介助	排せつの介助、おむつ交換を行います。

② 家事援助

調理	利用者の食事の用意・片付けを行います。
洗濯	利用者の衣類等の洗濯を行います。
買物	利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。
掃除	利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。

③ 通院等介助

通院等介助 （身体介護を伴う）	通院等又は官公署並びに指定相談支援事業所への移動のための介助、通院先等での受診等の手続・移動等の介助（院内介助を要する場合）を行います。

（２）ヘルパーの禁止行為

① 利用者に対する暴力等の虐待行為
② 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（緊急やむを得ない場合を除く）
③ 利用者の同居家族に対するサービス
④ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス（庭の手入れやペットの世話等）

６ サービスの利用にあったっての留意事項

（１）サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご理解ください。
① 介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等が、一定の条件の下に行う痰の吸引等の行為以外の医療行為及び医療補助行為
② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い

（２）訪問介護員等に対し、贈り物や飲食の提供などはお断りいたします。

（３）利用者と介護職員等間での、連絡先を聞く・教える等のやり取りを固くお断りいたします。

（４）ハラスメント行為や暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為により、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービス中止や契約を解除することもあります。

（５）体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなった時は、できる限り早めに担当の介護支援専門員又は当事業所の担当者へご連絡ください。

７ 利用料金

（１）介護給付費支給対象サービスに係る利用者負担額

居宅介護等サービスに係る利用者負担額は、区市町村が定める利用者負担上限月額（居宅介護等サービスに要した総費用額の１割相当額が低い場合には、低い方の額）となります。また、居宅介護等サービスに要した総費用額から利用者負担額を差し引いた額を介護給付費として事業者が受領します。

なお、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」第３１条により特例の適用を受ける場合は、区市町村が定める額となります。

また、同一世帯に障害福祉サービスの利用者が複数いる場合、障害福祉サービスと介護保険サービスを併用する利用者がいる場合で、利用者負担の合計額が一定の額を超える場合には、高額障害福祉サービス等給付費等を支給され負担が軽減される場合もあります。

詳しくは、お住まいの区市町村にお尋ねください。
居宅介護サービス提供に要した総費用額は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成１８年厚生労働省告示第５２３号)」別表介護給付費等単位数表により算定する単位数（下記表）に「厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成１８年厚生労働省告示第５３９号）」を乗じて得た額となります。

月合計給付単位数（①基本サービス単位数＋②加算単位数）×１単位の単価＝サービスに要した総費用

居宅介護サービス費

①　基本サービス単位数表　日中時間帯（午前８時～午後６時までの間）

・下記表の利用料は、本事業所の所在地（４級地）の１単位単価（１０.７２円）で算定しています。また、利用者負担額は利用料の１割相当額を記載しています（１円未満の端数は、端数金額を切り捨てて算定しています）。

身体介護中心型 通院介助（身体介護有）	単位数	利用料	利用者負担額
３０分未満	256 単位	2,744 円	275 円
３０分以上１時間未満	404 単位	4,330 円	433 円
１時間以上１時間３０分未満	587 単位	6,292 円	630 円
１時間３０分以上２時間未満	669 単位	7,171 円	718 円
２時間以上２時間３０分未満	754 単位	8,082 円	809 円
２時間３０分以上３時間未満	837 単位	8,972 円	898 円
３時間以上（921 単位に 30 分増すごとに）	＋83 単位	889 円	89 円
家事援助	単位数	利用料	利用者負担額
３０分未満	106 単位	1,136 円	114 円
３０分以上４５分未満	153 単位	1,640 円	164 円
４５分以上１時間未満	197 単位	2,111 円	212 円
１時間以上１時間１５分未満	239 単位	2,562 円	257 円
１時間１５分以上１時間３０分未満	275 単位	2,948 円	295 円
１時間３０分以上 （311 単位に、15 分増すごとに）	＋35 単位	375 円	38 円
通院等介助（身体介護無）	単位数	利用料	利用者負担額
３０分未満	106 単位	1,136 円	114 円
３０分以上１時間未満	197 単位	2,111 円	212 円
１時間以上１時間３０分未満	275 単位	2,948 円	295 円

１時間３０分以上 （345 単位に、30 分増すごとに）	＋69 単位	739 円	74 円

※夜間（18:00～22:00）又は早朝（6:00～8:00）の場合、上記単位数の 25%増
※深夜（22:00～6:00）の場合、上記単位数の 50%増
※居宅介護従業員 2 名派遣の場合、上記単位数の 100%増

② 加算単位数

下記に該当する場合は、①の基本単位数に加算を算定します。

加算	単位数	利用料	利用者負担額
初回加算（初回のみ）	200 単位	2,144 円	215 円
緊急時対応加算（月２回を限度）	100 単位	1,072 円	108 円
利用者負担上限額管理加算(月１回限度)	150 単位	1,608 円	161 円
喀痰吸引等支援体制加算 1 人 1 日当たり（病院等に入院又は入所中の障害者は除く）	100 単位	1,072 円	108 円
福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の４０．２％		

○ 初回加算 ２００単位／初回のみ

新規に居宅介護計画を作成した利用者に対して、初回又は初回の属する月にサービス提供責任者が居宅介護サービスを提供した場合、又は従業者のサービスに同行した場合に算定します。

○ 緊急時対応加算 １００単位／月

計画にない緊急のサービスを提供した場合に算定します。

○ 利用者負担上限額管理加算 １５０単位／月

利用者の負担額合計額の管理を行った場合に算定します。

○ 喀痰吸引等支援体制加算 １００単位／月

喀痰吸引等に関する認定特定行為業務従事者である介護職員等がたんの吸引等を実施した場合に算定します。

重度訪問介護サービス費

① 基本サービス単位数表 日中時間帯（午前８時～午後６時までの間）

以下表の利用料は、本事業所の所在地（４級地）の１単位単価（１０．７２円）で算定しています。また、利用者負担額は利用料の１割相当額を記載しています（１円未満の端数は、端数金額を切り捨てて算定しています）。

（病院等に入院又は入所中の障害者への提供を含む）	単位数	利用料	利用者負担額
１時間未満	186 単位	1,993 円	200 円
１時間以上１時間３０分未満	277 単位	2,969 円	297 円
１時間３０分以上２時間未満	369 単位	3,955 円	396 円
２時間以上２時間３０分未満	461 単位	4,941 円	495 円
２時間３０分以上３時間未満	553 単位	5,928 円	593 円
３時間以上３時間３０分未満	644 単位	6,903 円	691 円
３時間３０分以上４時間未満	736 単位	7,889 円	789 円
4 時間以上 8 時間未満 (821 単位に 30 分を増すごとに)	＋85 単位	911 円	92 円
8 時間以上 12 時間未満 (1505 単位に 30 分を増すごとに)	＋85 単位	911 円	92 円
12 時間以上 16 時間未満 (2184 単位に 30 分を増すごとに)	＋81 単位	868 円	87 円
16 時間以上 20 時間未満 (2834 単位に 30 分を増すごとに)	＋86 単位	921 円	93 円
20 時間以上 24 時間未満 (3520 単位に 30 分を増すごとに)	＋80 単位	857 円	86 円

※重度障害者等の場合、上記単位数の 15%増
※障害者支援区分 6 に該当する者の場合、上記単位数の 8.5%増
※夜間（18:00～22:00）又は早朝（6:00～8:00）の場合、上記単位数の 25%増
※深夜（22:00～6:00）の場合、上記単位数の 50%増
※重度訪問介護従業者 2 名派遣の場合、上記単位数の 100%増
※90 日以上利用減算：病院等に入院又は入所中の障害者への支援　90 日以上利用で 20%減算

② 加算単位数

以下に該当する場合は、①の基本単位数に加算を算定します。

加算	単位数	利用料	利用者負担額
初回加算（初回のみ）	200 単位	2,144 円	215 円
緊急時対応加算（月２回限度）	100 単位	1,072 円	108 円
利用者負担上限額管理加算(月１回限度)	150 単位	1,608 円	161 円
喀痰吸引等支援体制加算 1 人 1 日当たり（病院等に入院又は入所中の障害者は除く）	100 単位	1,072 円	108 円
入院時支援連携加算 （入院前に１回限度）	300 単位	3,216 円	322 円
福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の３２．８％		

○　初回加算　２００単位／初回のみ

新規に居宅介護計画を作成した利用者に対して、初回又は初回の属する月にサービス提供責任者が居宅介護サービスを提供した場合、又は従業者のサービスに同行した場合に算定します。

○　緊急時対応加算　１００単位／月

計画にない緊急のサービスを提供した場合に算定します。

○　利用者負担上限額管理加算　１５０単位／回

利用者の負担額合計額の管理を行った場合に算定します。

○　喀痰吸引等支援体制加算　１００単位／日

喀痰吸引等に関する認定特定行為業務従事者である介護職員等がたんの吸引等を実施した場合に算定します。

○　入院時支援連携加算　１００単位／月

病院や診療所などに入院する際、心身の状態や状況、生活環境などの情報を提供した際に算定します。

（２）交通費

①実施地域を越える交通費

「サービス提供地域」として定める

・神戸市北区（山田中学校区除く）（大池中学校区除く）（唐櫃中学校区除く）（大原中学校区除く）（鈴蘭台中学校区除く）（桜の宮中学校区除く）（広陵中学校区除く）（小部中学校区除く）（星和台中学校区除く）（鵯台中学校区除く）

・三田市（けやき台中学校区域のみ）（ゆりのき台中学校区域のみ）

・加東市・三木市（吉川中学校区域のみ）

（市区町村）における居宅介護等サービス利用については、交通費が無料となります。それ以外の地域への居宅介護等サービス提供につきましては、当事業所の従業者がお伺いするための交通費の実費をいただきます。なお、自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を越える地点から目的地までの距離に、1㎞あたり１００円を乗じて得た額とします。

②　通院等介助等におけるヘルパーの公共交通機関等の交通費

利用者の実費負担となります。

（３）キャンセル料

急なキャンセルの場合は、以下の料金を頂きます。キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。

・ご利用の２４時間前までにご連絡いただいた場合　⇒無料

・ご利用の１２時間前までにご連絡いただいた場合　⇒1,000 円（税抜）

・ご利用の１２時間前までにご連絡いただかなかった場合　⇒2,000 円（税抜）

（４）支払方法

上記利用料金の支払いは、１か月ごとに計算し、翌月２０日までに請求しますので、月末までにお支払いください。

支払いは、原則として自動口座引き落としでお願いします。

ただし、これによりがたい場合は、現金又は振込でお願いします。

（５）その他の居宅介護等サービスに係る費用について

① 記録等複写

利用者の実費負担となります。

② その他

利用者のお住まいで居宅介護サービスを提供するために必要となる水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者にご負担頂きます。

８ 居宅介護サービスの利用方法

（１）居宅介護サービスの利用開始

① 居宅介護について介護給付費の支給決定を受けた方で、当事業者の居宅介護サービス利用を希望される方は電話等でご連絡ください。

当事業者の居宅介護サービス提供に係る重要事項についてご説明します。

② 居宅介護サービス利用が決定した場合は契約を締結し、居宅介護計画を作成して、居宅介護計画の基づき居宅介護サービスの提供を開始します。

契約の有効期間は介護給付費支給期間と同じです。

ただし、引き続き支給決定を受け、利用者から契約終了の申し出がない場合は、自動的に更新されるものとします。

③ 居宅介護の提供に当たっては、適切な居宅介護サービスを提供するために、利用者の心身の状況や生活環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握させていただきます。

（２）居宅介護等サービスの終了

① 利用者が当事業者に対し３０日間の予告期間をおいて文書で通知を行った場合は、この契約を解除することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間内の通知でも契約を解除することができます。

② 当事業者が正当な理由なく居宅介護サービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は当事業者が破産した場合、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。

③ 利用者が居宅介護サービス利用料金の支払いを２か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、１５日以内にお支払いいただけない場合、又は利用者や利用者の家族等が事業者や従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、事業者は文書で通知することにより直ちに契約を解除し、居宅介護サービス提供を終了させていただくことがあります。

④ 当事業所を廃止又は縮小する場合などやむを得ない事情がある場合、契約を解除し、居宅介護サービス提供を終了させていただくことがあります。この場合、契約を解除する日の３０日前までに文書で通知します。

（３）契約の自動終了

次の場合は、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。

① 利用者が施設に入所した場合

② 居宅介護の介護給付費支給期間が満了し、その後支給決定がない場合（所定の期間の経過をもって終了します。）

③ 利用者が死亡した場合

９　緊急時の対応方法

居宅介護サービス提供中に利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族が不在の場合等、必要に応じ下記の緊急連絡先へ速やかにご連絡します。

【主治医】

医療機関名	
住所	
電話番号	
主治医氏名	

【ご家族等緊急連絡先】

氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

１０ この契約に関する相談・苦情の窓口等

当事業所ご利用相談・苦情窓口

担当者	中村　文香
電話番号	０７８－２２３－７９４２
受付時間	月～金曜日　９時～１８時

なお、当事業所では苦情対応について独自の取り組みを行っています。

特になし

当事業所以外に、各自治体でも相談・苦情窓口等でも受け付けています。

担当部署	ほくしん障害者相談支援センター
電話番号	０７８－９８２－１１２２
受付時間	月～金曜日　９時～１７時

また、兵庫県に設置された「福祉サービス運営適正化委員会」においても区市町村や兵庫県と連携しながら苦情対応を行っています。

担当部署	兵庫県社会福祉協議会　福祉サービス運営適正化委員会事務局
電話番号	０７８－２４２－６８６８
受付時間	月～金曜日　１０時～１６時

１１ 虐待防止のための措置に関する事項

当事業所の相談窓口

虐待防止責任者名	中村　文香
電話番号	０７８－２２３－７９４２
受付時間	月～金曜日　９時～１８時

また、障害者虐待については、障害者虐待防止法に基づき区市町村（還俗として実施機関）へ通報することが義務付けられています。

担当部署	神戸市障害者防止センター
電話番号	０７８－７３１－０１０１　FAX　０７８－７３１－０８０１
受付時間	２４時間３６５日

１２　サービスの第三者評価の実施状況について

事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っています。

【実施の有無】	実施なし
【実施した直近の年月日】	
【第三者評価機関名】	
【評価結果の開示状況】	

年　　月　　日

居宅介護の利用にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

説明者　中村　文香

事業者

（事業者名）　合同会社福むすび

（住所）　神戸市北区上津台 3－5－20 トータルビューティクリスタル 2 階

（代表者名）　代表社員　岡田　麻衣子　　印

私は本書面により、これから居宅介護サービスを受ける居宅介護の重要な事項について、事業者から説明を受けました。

利用者

（住所）

（氏名）　　印

代理人又は立会人等

（住所）

（氏名）　　印

（続柄）